

基準（案）修正箇所一覧

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準】

No.	該当項目	区基準（案）	修正	修正理由
①	【事業所内保育事業】 保育所型の配置職員	・小規模型に、国の基準に加え、事業所内保育事業所ごとに施設長を配置する。	・ _____ 国の基準に加え、事業所内保育事業所ごとに施設長を配置する。	・パブコメ意見等を踏まえ、「定員 20 人以上の保育所型」にも施設長の配置が必要なことを明記するため。
②	【小規模保育事業】 A型・B型の資格要件 【事業所内保育事業】 保育所型・小規模型の 資格要件	・常勤であること	・ <u>専任の常勤職員</u> であること	・パブコメ意見等を踏まえ、「専任の施設長」であることを明確化するため。
③	【事業所内保育事業】 保育所型の設備基準	【0・1歳】 ・乳児室（1.65㎡以上／1人）又はほふく室（3.3㎡以上／1人）	【0・1歳】 ・乳児室（ <u>3.3㎡</u> 以上／1人）又はほふく室（3.3㎡以上／1人）	・パブコメ意見を踏まえ、小規模保育事業A・B型と整合した乳児室の面積基準とするため。